

**小千谷市分別収集計画
(第 10 期)**

**令和 4 年 6 月
小 千 谷 市**

1 計画策定の意義

環境への負荷を低減し持続可能な循環型社会を構築するには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた従来の社会経済構造やライフスタイルを見直す必要がある。

そのためには、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を果たしながら、協力関係を強化し、ごみの減量・分別・リサイクルに取り組むことが重要である。

本計画は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第8条に基づいて、容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進するため、市民・事業者・行政がそれぞれ協力し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画のもと、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルに、市民・事業者・行政の協働で取り組み、循環型社会づくりを推進する。
- 分別収集した容器包装廃棄物を適切に処理し、特定分別基準適合物として、選別・保管等の処理をする。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年（2023年）4月を始期とする5年間を計画期間とし、3年ごとに見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装、段ボールを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,703t	1,686t	1,668t	1,650t	1,636t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

（1）環境教育・啓発活動の充実

- ・市広報やホームページ等によりごみ減量等に関する情報を積極的に発信し、ごみ減量に対する意識の向上を図る。
- ・ごみ処理施設における小学生の見学受け入れを継続し、環境教育の充実を図る。
- ・「ごみ・リサイクルマニュアル」の配布など積極的に啓発活動を行う。
- ・衛生班長で組織する「小千谷市衛生班長連絡協議会」と連携し、ごみの分け方や出し方のルールを守った排出の周知徹底を図る。

（2）過剰包装等の抑制、リサイクル製品の活用

- ・買い物時のマイバッグ持参や簡易な包装の品物を選ぶなど過剰包装等の抑制の意識啓発を図る。

（3）集団資源回収の推進

- ・資源回収報奨金等を通じて集団資源回収実施団体を支援し、集団資源回収の推進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、小千谷市が有する施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶・びん
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装
主として段ボール製の容器		段ボール

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器	42 t	42 t	42 t	42 t	42 t
主としてアルミ製の容器	79 t	78 t	77 t	76 t	75 t
無色のガラス製の容器	(合計) 79 t	(合計) 78 t	(合計) 77 t	(合計) 76 t	(合計) 75 t
	(引渡) 79 t	(引渡) 78 t	(引渡) 77 t	(引渡) 76 t	(引渡) 75 t
茶色のガラス製の容器	(合計) 74 t	(合計) 73 t	(合計) 72 t	(合計) 71 t	(合計) 70 t
	(引渡) 74 t	(引渡) 73 t	(引渡) 72 t	(引渡) 71 t	(引渡) 70 t
その他のガラス製の容器	(合計) 39 t	(合計) 39 t	(合計) 39 t	(合計) 39 t	(合計) 39 t
	(引渡) 39 t	(引渡) 39 t	(引渡) 39 t	(引渡) 39 t	(引渡) 39 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 121 t	(合計) 120 t	(合計) 119 t	(合計) 118 t	(合計) 117 t
	(引渡) 121 t	(引渡) 120 t	(引渡) 119 t	(引渡) 118 t	(引渡) 117 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 687 t	(合計) 681 t	(合計) 675 t	(合計) 669 t	(合計) 663 t
	(引渡) 687 t	(引渡) 681 t	(引渡) 675 t	(引渡) 669 t	(引渡) 663 t
主として段ボール製の容器	207 t	205 t	203 t	201 t	199 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は「第5次小千谷市総合計画」及び「住民基本台帳人口実績値」による人口予測を勘案し、次のとおり設定した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予測人口	33,326人	33,022人	32,718人	32,407人	32,096人
	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
人口変動率	△ 0.90%	△0.91%	△0.92%	△0.95%	△0.96%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、以下に示すとおりである。

なお、飲料用紙製容器包装については、町内会等による資源物集団回収により、引き続き分別収集を実施する。

分別収集の実施主体

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
金属	スチール製容器	缶、びん	市 集団回収	市 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製 容器	缶、びん	市	市
	茶色のガラス製 容器			
	その他の色のガ ラス製容器			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市	市
	その他のプラス チック製容器包装	プラスチック製容 器包装		
紙類	段ボール	段ボール	市 集団回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他の色のガラス製容器、ペットボトルは、クリーンスポット大原のリサイクルプラザで選別、圧縮、保管をしている。また、その他プラスチック製容器包装はクリーンスポット大原の廃プラスチック系減容化施設で選別、圧縮、保管をしている。

段ボールについては、委託業者（小千谷資源組合）の施設で選別、保管をし、民間業者において直接資源化を図る。

分別収集の用に供する施設

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶、びん	袋	パッカー車	クリーンスポット大原リサイクルプラザ (選別・圧縮、保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル			
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装			クリーンスポット大原廃プラスチック系減容化施設 (選別、圧縮、保管施設)
段ボール	段ボール	紐	トラック	業者委託

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実効性のあるものとするため、次の取組を進める。

- 市民や事業者の意見、要望を反映し、さらに容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、衛生班長会議や収集業者との会議等を通じて、分別収集推進体制の充実を図る。
- 町内会等が行う資源物集団回収を支援する。
- 市広報紙、ホームページ等を活用して啓発活動を行い、減量化と容器包装廃棄物の資源化を推進する。